読売新聞（2025年7月24日付）

掲載記事は読売新聞社の許諾を得て転載しています。

解説

懲役と禁錮 拘禁刑に一本化

懲役と禁錮を廃止し、拘禁刑に一本化する改正刑法が6月1日に施行された。更生や再犯防止を目的に、従来の刑務作業と新たな指導プログラムを組み合わせ、受刑者の年齢や特性に応じた処遇が可能となった。明治40年（1907年）の刑法制定以来、初となる新しい種類の刑罰の導入。その意義や今後の課題について3氏に聞いた。

出所後に役立つ処遇 期待

日本福祉大教授
湯原 悦子 氏

ゆはら・えつこ　名古屋大法学部を卒業後、会社員を経て介護殺人の予防などをテーマに社会福祉学の世界へ。罪を犯した人の社会復帰を研究する日本福祉大の「ソーシャルインクルージョン研究センター」でセンター長を務めた。55歳。

社会福祉学の研究者として、罪を繰り返す生活困窮者らの刑務所での処遇を調べたことがある。そこで感じたのは、日本の刑務所での刑務作業は果たして、受刑者の社会復帰に役立っているのかという疑問だ。拘禁刑の導入による大きな変化を期待している。

知的障害者の中には、分からないことがあっても周囲に聞けずに孤立し、「生きづらさ」を抱える人も多い。貧困に面した際、助けを求められず、安易に万引きなどの犯罪を重ねてしまう。本来、福祉支援を必要とする人たちで、それは刑務所の中でも同じだ。

それなのに懲役では、木工など通常の作業が難しいとして、紙をちぎらせたり、ビーズを色分けさせたりすることで「刑務作業」の形を取っていた。社会生活に必要な力は育たず、再犯防止にも効果的ではなかった。

刑務作業が義務ではない拘禁刑では、受刑者の特性に応じた処遇を行える。24種類のグループには、知的、発達、精神障害者らの「福祉的支援」があり、福祉専門の職員が集団での対話など出所後の社会生活を見据えた指導をする。障害者手帳の取得も手助けする。

私は2022年度から、法務省と連携し、知的障害のある受刑者の社会復帰に向けた長崎刑務所のモデル事業にも関わった。この事業では、新制度の手本となるよう知恵を出し合い、地元の社会福祉法人の力を借りて各受刑者に必要なスキルを分析して11のプログラムを組んだ。

中でも好評だったのは和太鼓を練習するプログラムだ。他の受刑者と音を合わせる中で周囲の助言を受け止められるようになり、職員からは「出所後の生活に生きる協調性や自主性が育まれた」との声が聞かれた。今後の刑務所の現場で参考になる部分もあるだろう。

知的障害者だけでなく他の受刑者も社会復帰に向けた教育を受けるようになるが、出所者を受け入れる社会の側も準備が必要だ。

法務省の23年の調査では、再犯によって刑務所に戻った受刑者の約7割は無職だった。出所者を雇って更生を支える「協力雇用主」に登録する約2万5000の企業のうち、実際に雇用しているのは4％。無断欠勤などがあった時に対応できず、離職につながるケースもある。

企業側は「サポートし、見守る」という思いで出所者を迎えてほしい。愛知県豊田市では、協力雇用主のネットワークを作り、トラブルへの対応策を弁護士から学ぶ研修も開いている。出所者の雇用定着のため、企業同士の支え合いも有効だ。

（社会部　柏木万里）

拘禁刑　改正刑法では、受刑者を刑事施設に拘置した上で「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、必要な指導を行うことができる」と規定されており、刑務作業が義務ではなくなった。受刑者は「高齢福祉」「依存症回復」など24種類のグループに分けられて処遇を受ける。特定分野の技能や知識を身につける五つの「特別コース」もある。拘禁刑の受刑者が入所するのは今秋以降の見込み。

拘禁刑のグループ分けの例と主な特別コースの内容

グループ	対象受刑者
高齢福祉	おおむね70歳以上。認知症などで自立した生活が困難
福祉的支援	知的、発達、精神障害など
依存症回復	薬物使用歴などがあり、回復に向けた処遇が必要
若年	20歳以上26歳未満

▼

特別コース	処遇の内容
農業ビジネス	農機の運転に必要な免許の取得。農作物の栽培や収穫
サステナブル作業	伝統工芸など後継者不足が課題となる地域のものづくり技能の習得